

検討項目及びこれまでに選択した方向性

検討項目	考えられる選択肢	選択した方向性
1 運営主体	①市が運営主体となる。 ②市以外が運営主体となる。 (商工会、社会福祉協議会等)	H25. 6. 24 第2回会議 ①
2 運行方式	①ドア・ツー・ドア方式 ②基本路線方式 (停留所あり)	H25. 7. 23 第3回会議 ①
3 車両サイズ ・台数	①セダン型・2台 ②ワゴン型 ③小型又は中型バス	H25. 10. 22 第6回会議 ①
4 運行エリア	①全域 ②全域+隣市一部施設 ③一部エリア	H25. 7. 23 第3回会議 ①
5 運行曜日	①毎日運行 ②平日+土曜運行 (日曜日、祝日及び年末年始12月29日から1月3日までを除く。) ③平日運行 (日曜日、祝日及び年末年始12月29日から1月3日までを除く。)	H25. 9. 24 第5回会議 ②
6 運行時間帯	①昼間時間帯(8:30~17:30) ②①に朝晩の通勤・通学時間帯を加える。	H25. 8. 20 第4回会議 ①
7 運行ダイヤ	①基本ダイヤあり ②基本ダイヤなし	H25. 8. 20 第4回会議 ①
8 運賃形態	①均一運賃 ②ゾーン制運賃 ③対キロ運賃	H25. 11. 19 第7回会議 ①
9 運賃水準	①100円 ②200円 ③300円 ④400円 ⑤500円	H25. 11. 19 第7回会議 ⑤ 詳細は別表のとおり
10 利用対象者	①市内に居住する者とする。 ②市内の高齢者に限定する。 ③制限なし (市外からの通勤・通学者、来訪者等の利用を可とする。)	H25. 6. 24 第2回会議 ①
11 利用者登録	①あり ②なし	H25. 6. 24 第2回会議 ①
12 システム 活用の可否	①システムを活用する。 ②システムを活用しない。	H25. 9. 24 第5回会議 ①
13 予約期限	①当日 (利用日の1週間前から当日の利用時間1時間前まで) ②前日まで	H25. 8. 20 第4回会議 ①
14 オペレータ の雇用形態	運行事業者の業務委託契約内容に含める。	H25. 12. 19 第8回会議 原案のとおり
15 運行事業者	道路運送法第4条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)の許可を取得できる見込みのある者	H25. 12. 19 第8回会議 原案のとおり
16 契約方式	業務委託契約金額から運賃収入及び国庫補助金を差し引いた額を支払う。	H25. 12. 19 第8回会議 原案のとおり
追加 乗降場所	①利用者の自宅 ②共通乗降場所	H25. 12. 19 第8回会議 ②

別表 運賃水準

大人（中学生以上）	500円 ※ ただし、乗り合いで利用した場合は300円とする。
子供（小学生）	300円
未就学児	無料
障害者	300円 ※ 介助者一人は無料とする。 ※ 障害者とは、身体障害者手帳1級、2級、3級に該当する方、療育手帳（A）、A、Bに該当する方、精神障害者保健福祉手帳1級、2級に該当する方とする。

※ 予約時に複数での利用を申請し、かつ、実際の利用時に乗り合いで乗降した場合は300円とする（原則として、全員が同一の乗降場所で乗り降りした場合に限る。）。